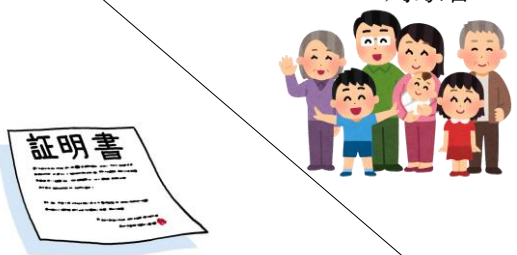


被扶養者認定必要書類一覧表

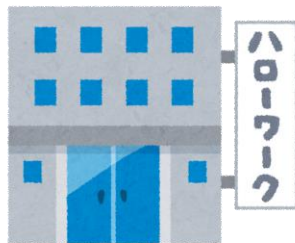
認定(被扶養者)対象者  必要書類名	被保険者と同居でも別居でもよい方										被保険者と同居していることが条件の方					
	配偶者 (内縁含む)	子(養子を含む)				父・母 (養父母含む)	兄弟姉妹・孫				祖母	義父	甥・姪			その他
		新生児	小学生・中学生	幼児	高校生・大学生		予備校生・専門生	学校生等	その他	小学生・中学生			幼児	高校生・大学生	予備校生・専門生	
被扶養者現況届	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
住民票謄本(全部記載・世帯全員) マイナンバーの記載は不要です。	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
在学証明書または学生証の写				◎				◎				◎				
給与・賃金の明細書(写)	◎			○	◎	◎				◎	◎	◎			◎	
確定申告書(明細書含む)の写	○				○	○					○	○			○	
年金額改定通知書等年金額が確認できるものの写 ※氏名の部分も写してください	○				○	○					○	○			○	
離職票の写または資格喪失確認通知書の写等	○				○	○					○	○			○	
所得証明書・課税証明書・非課税証明書	◎			○	○	◎				○	○	◎			○	
児童扶養手当認定通知書・児童扶養手当受給証明書等 ※18歳未満の子を扶養するひとり親等		○	○		○			○		○						
奨学金採用候補者決定通知・奨学金給付証明書・奨学金貸与証明書等奨学金の月額等が分かるものの写し					○							○				
送金(生計費援助)の証明になるもの	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	(この欄は斜線が入ります)					
医師の診断書、障害者手帳の写、療育手帳の写 傷病手当金を受給しない旨の申立書	18歳以上で健康上の理由による方……………○															

※生計維持関係を確認するため、上記必要書類以外の書類等の提出をお願いすることもあります。
 ※被保険者様の給与収入以外の収入(農業収入、不動産収入、年金収入等)を確認(書類等の提出依頼)する場合があります。

※「被扶養者認定（新規）必要書類一覧表」の説明

1. この必要書類一覧表は、標準的なパターンで、このほか当健保で生計維持確認のため必要と判断した場合は、別の書類も添付していただく事になります。
2. 認定（被扶養者）対象者欄により、該当する資格を確認して、実情に合わせて必要書類を整えてください。
3. ◎印は、必ず添付する書類で、○印は認定対象者の状況によって省略できます。（詳細は、健保にお問い合わせください。）
4. 所得証明書等は、市町村長の発行する所得証明書、課税（非課税）証明書等で、必ず課税前の総収入が確認できる書類とし、次に該当する方については、それぞれの書類を併せて添付してください。

- (1) 農業経営委譲の方……………被保険者の合算所得の確定申告・収支明細書の写し
- (2) パート等の収入がある方……………事業主の給与証明書または給与支払明細書（直近3か月分）
- (3) 年金（恩給含む）受給のある方……………直近の年金額改定通知書写しまたは年金額支払通知書の写し **※氏名の部分も写してください。**
 - 配偶者の死亡による遺族年金、退職による老齢年金の受給で、通知書がまだ手元に無い場合は、年金事務所において「年金見込額照会回答票」をもらってください。
- (4) 事業収入・不動産収入等のある方……………事業収入・不動産収入が確認できる確定申告書（損益計算書含む）の写し
被保険者の合算所得として確定申告をしている場合は、その確定申告書（明細書含む）の写し
- (5) 退職等による方……………雇用保険の受給資格のない方
 - 雇用保険に加入していなかった場合は、退職前の給料明細の写し
 - 期間不足で受給できない場合、離職票1・2の写し雇用保険を受給しない方
 - 離職票の交付を受けた場合は、受給権を放棄した証明の写し
※ハローワークにて、手元の離職票に「法第4条不該当」の記載を受けることが、受給権を放棄した証明となります。
 - 離職票の交付を希望せず離職票がない場合は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し雇用保険を受給する方
 - すでにハローワークに求職申込をした場合は、雇用保険受給資格者証（全面）の写し
 - これからハローワークに申請する場合は、離職票1・2の写し、後日、雇用保険受給資格者証（全面）の写し雇用保険の受給期間を延長する方
 - 離職票1・2の写し、後日、受給期間延長通知書の写し雇用保険の受給が終了した方
 - 「支給終了」と印字された雇用保険受給資格者証（全面）の写し個人事業主等で事業を廃止した方
 - 廃業届の写し



※離職票の交付が遅れる場合は、退職日の確認できる書類（資格喪失証明書等）を添付のうえ被扶養者申請し、後日、上記の該当書類を送付する。

- (6) 18歳未満の子を扶養するひとり親等…児童扶養手当認定通知書・児童扶養手当受給証明書等、児童扶養手当の金額が分かるものの写し
 - (7) 奨学金を受給している学生……………奨学金の受給額が分かるものの写しを添付していただく場合があります。
 - (8) 送金（生計費援助）の証明となるもの…現金書留の控・振込金受取書または入金された通帳の写し（それぞれ直近3カ月以上）
5. 住民票は、世帯全員の住民票を添付してください。（続柄等が省略されないようご注意ください。ただし、マイナンバーの記載は不要です。）
 6. 住民票等の公的証明書につきましては、発行日から3カ月以内のものを添付してください。
 7. 被保険者様の給与収入以外の収入（農業収入、不動産収入、年金収入等）を確認（書類等の提出依頼）する場合があります。